

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

会社名 日本ハム株式会社
代表者名 取締役社長 小 林 浩
(コード番号 2282 東証・大証第一部)
問合せ先 広報 I R 部長 中 島 茂
T E L 06-6282-3031

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 64 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、現行定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定並びにその他関連する規定について、条文及び文言の削除、修正等所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に関する経過措置につき、所要の規定を附則に設けるものであります。

また、上記変更による定款第 7 条の削除に伴い、現行定款第 8 条以下の条数を順次繰り上げるものであります。

(2) 関係法令の改正に伴い、当社中央研究所におけるアレルギー検査キットの製造販売について法令に基づく免許が必要となり、当該免許取得のため当社定款の事業目的に当該事業の記載が必要となったため、現行定款第 2 条(目的)を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) ↳ 【条文省略】	(1) ↳ 【現行どおり】
(13) 【新 設】	(13)
(14) ↳ 【条文省略】	(14) <u>化学・工業用薬品の製造および販売</u>
(23)	(15) ↳ 【現行どおり】
	(24)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株券を発行する。</p>	<p>【削 除】</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 【条文省略】</p> <p>② 当社は第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 【現行どおり】</p> <p>【削 除】</p>
<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>【条文省略】</p>	<p>(単元未満株式についての権利の制限)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない。</p> <p>【現行どおり】</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 【条文省略】</p> <p>② 【条文省略】</p> <p>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 【現行どおり】</p> <p>② 【現行どおり】</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第11条 ↳ 【条文省略】</p> <p>第13条</p>	<p>第10条 ↳ 【現行どおり】</p> <p>第12条</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第21条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、第20条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第15条 ↳ 【条文省略】</p> <p>第22条</p>	<p>第14条 ↳ 【現行どおり】</p> <p>第21条</p>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 23 条 【条文省略】</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、第 21 条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第 22 条 【現行どおり】</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、第 20 条に定める順序に従って他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第 24 条 ↳ 【条文省略】</p> <p>第 38 条</p>	<p>第 23 条 ↳ 【現行どおり】</p> <p>第 37 条</p>
<p>【新 設】</p>	<p>(附則)</p> <p>第 1 条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、<u>当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上